

令和3年10月

総会議事録

萩市農業委員会

令和3年10月総会

萩市農業委員会総会議事録

10月19日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第71号 農用地利用集積計画の決定について
議案第72号 事業計画変更承認について
議案第73号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

1番	金子哲也	2番	烏田茂夫
3番	大石博則	4番	松田由美子
5番	品川民雄	6番	田村廣
欠席	守永正範	8番	藤田芳昭
9番	岡崎弘明	10番	原川久美子
欠席	矢次利典	12番	横山喜一郎
13番	長富繁美	14番	原田知美
15番	中野恵子	16番	鈴川肇
17番	草野隆司	18番	尾木武夫
19番	片岡兼雄		

○議事録署名委員

1番 金子哲也 10番 原川久美子

○議事

- 事務局長 ただいまから、令和3年10月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。
- 本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

にお願いします。

会長 開会のあいさつ

議長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 金子委員、10番 原川委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議長 議案第69号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第69号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

10月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約3.5km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積8,528m²外4筆、合計で27,925m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2,909m²です。こちらは●●●市の農地となっております。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、●●●と●●●との境にある農地になります。こちらの方に旧道の国道●●●号がありまして、●●●から●●●に行く道ですが、そこから少し東側に入ったところになります。ここに5筆あるのですが、この境が●●●市と●●●市の境になるので、例えばここの農地は●●●市の農地になっております。現地を見た限りでは、例えばここは1つの畠になっているのですが、1つの畠の中に、●●●市の農地と●●●市の農地が混在しているような状況になっています。また少し上には太陽光パネルが設置されています。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、財務状況の改善のために所有している農地を●●●さんに売り渡すこととなり、譲受人の●●●さんは、●●●の構成員として、ご自分が耕作している農地であるため購入を了承され、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は30年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日となっております。

営農計画ですが、牧草を栽培されるご予定です。農地の権利は●●●さんに移りますが、耕作は引き続き●●●さんを含めた法人の構成員で行うことです。

農機具の保有状況ですがバックホー2台、トラクター2台、マニアスプレッター1台、ディスクモア1台、ロールベーラ1台、フロントローダー1台、4トンダンプ2台を所有されているとのことです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第12番 この件につきまして、10月8日に、●●●推進委員、事務局2名、私とで現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。現地では牧草が栽培されており、今後所有者は変わりますが、引き続き●●●とともに一緒に耕作されるということで、特に問題はないかと思われます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●●の経営の内容というのはどうなんですか。

事務局 牧草の栽培、あと畜産をされていまして、牛乳や乳牛の育成販売や、肉牛の販売、穀物や肥料などの販売事業をされています。

議長 畜産を中心にやっておられるから、牧草地の栽培がいるということですね。

それで、ここは住所が●●●ですが、譲受人・譲渡人ともに●●●ということですか。土地が萩市だから、萩市の農業委員会に諮るということですね。

事務局　　はい。ちなみにこちらにも同じ●●●市の農地があるのですが、●●●市の農地は●●●市の農業委員会に申請して、こちらも売買をすると聞いております。

議長　　ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長　　事務局は第2項の説明をお願いします。

事務局　　では第2項の説明をさせていただきます。議案は、3ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月13日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局、●●会長とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約1km、●●●、地目は登記・現況ともに畠、面積1,808m²外8筆で、合計で11,072m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、なかなか目標物がないのですが、この辺りが●●●の中心の辺りになると思います。この道が、郵便局などがある場所からずっと下の方に登って、●●●の中心辺りまで進んだところです。いろいろ筆があるので、こちらについては筆界未定になっていまして、他の方が持つていらっしゃる筆と、登記上は境がわからないようになっております。そして、もう少し上の方向にもう1筆ありまして、さっきの道をもう少し北の方に上がった場所

に1筆ございまして、合計で9筆となっております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんが高齢で耕作が困難であるため、息子さんに農地を譲り渡したいというご意向をお持ちで、それを息子さんの●●●さんが了承されたため、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。

●●●さんは、●●●にお住まいですが、土日祝日を利用して●●●に来て農作業をされるとのことで、譲渡人の●●●さんも引き続き、息子さんの耕作の手伝いをされると聞いております。年間農作業従事日数は、ご本人が60日、●●●さんが120日の予定です。

続きまして、営農計画ですが、申請地では、各種露地野菜を栽培されるご予定とのことです。

農機具の保有状況ですが、今は特にお持ちではないのですが、必要に応じてご近所の方から借りて、耕作されるとのことです。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件に関しては、事務局は9月13日と言っておりましたが、本当は10月13日です。農地パトロールをかねて現地視察をいたしました。立会人は●●●会長さんと、地元●●●推進委員さんと、事務局2名、それと行政書士の●●●先生とで現地確認をいたしました。利用権設定地があるわけではないですが、所有の農地でそば組合とブロックリーアー農家に貸し付けをしていて、畠はある程度きれいな管理をされていました。息子さんは●●●市在住ということで、若干難しい面もありますが、週末には帰って農業をするということでございました。実のお姉さんも●●●に住んでおり、土日にはお母さんの農業を手伝っています。当日、本人は欠席でしたが、お姉さんが立会人で代わりにおりましたので、お姉さんには周りの農地には迷惑をかけないよう、自己管理をきちんとするように言っておきましたので、大丈夫だと思います。どうかご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員挙手)

議長 はい。●●●委員。

第1番 あの、関係が親子であれば、●●●の●●●は略字ではなくして、難しい字ではないですか。

事務局 萩市の宛名には、息子さんは簡単な方の●●●になっております。

事務局長 すみません。おそらく、戸籍が違っているので、別戸籍なので、息子さんの方の戸籍の字はこの簡単な方の字というか、こちらの●●●になっているのだと思います。以上でございます。

議長 ●●●委員よろしいですか。

第1番 間違いなければ良いです。

議長 ●●●君、いいですか。

事務局 はい。確認しました。住民票、戸籍はこの漢字で間違いないです。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決意いたしました。

議長 議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第70号第1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

10月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北北東760mに位置し、第1種中高層住居専用地域内にある、過去に公共投資の対象となっていない第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畠、面積は2, 251m²です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんと●●●さんで持分はそれぞれ2分の1です。場所は●●●の●●●というところで、この●●●川の下の辺りとなっています。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●が申請地を買い受け、用途地域内で9区画の宅地分譲を行うため、土地の造成を行うものであり適当です。

譲渡人の●●●さんについては、申請地は、相続により譲り受けた農地でありますが、2人とも耕作は困難であるため売却に応じられたそうです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側はこちら赤線を挟んで宅地及びこちらが畠、東側は畠、南側は宅地及び畠、東側は道路（市道●●●線）に接しておりますが、所有者の方から隣接農地承諾書提出されており問題ありません。隣接農地を確認いたしまして、こちらの北側の畠については、長い畠になっておりまして、こちらの方からこちらを宅地造成されても、こちらから入れるようになっております。こちらの畠は、こちらのお宅の方の裏の畠なので、こちらから進入できるようになっております。こちらの畠につきましてもこちらのお宅の方の裏の畠になりますので、造成されてもこちらから入れる状況になっております。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、市道側から幅6mの進入路を2本設けて133.14m²～238.53m²の区画を9区画造成し、実測の全体面積は2, 244.53m²となります。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、自然流下及び溜柵から

造成敷地内に設けた側溝に流入させ、西側の道路側溝へ放流します。汚水は、公共下水道へ接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、全体的にこの土地が市道より高くなっているため、市道の高さに合わせるため表土を除去し切土を行います。切土の量は約1,000m³、また、申請地西側の市道側は、現在石積みがありますが崩れそうであるため、市道と同じ高さにし、50cmの切土を行います。北側は、地ならし程度とし、東側の畠との境界には、高さ20～30cm、延長74.9mのブロック工とし、南側の宅地との境には、一部既存ブロックが残っていますが、コンクリート見切りで造成するため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 9 番 この件につきまして、10月5日、●●●推進委員、●●●委員、事務局2名と私で現地確認をいたしました。内容につきましては事務局からの説明があったとおりでございまして、申請人が高齢とともに、息子さんも2分の1の所有権があるのですが、息子さんも農業の経験もなく、農業をされないということでございまして、今回の申請に至ったわけでございます。現況は、現在は草とか木とか皆、刈ってあります、平らでございますが、根をみると、ここは荒れていたんだなというくらいの、竹の切り株とかあって、大変荒れていたところだなというような察しがつきました。このままにされるよりは、農業もされないということであれば、宅地化ということで、周囲もほとんど宅地でございますので、止むを得ないのでなかろうかと思っております。土地の高低さがあるということで見に行った時に、いろいろ考えましたら、昔は水に浸かるところだったので、多分水害から農地を守る為に高くしたのかなと、現在はポンプアップなど、いろいろ設備がされていますので、水に浸かることは少ないのですが、田が破れない限りは大丈夫と思っております。そういうこともありますて、全体的に見ると、転用は止むを得ないということでございますので、皆さんのご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項についてご説明します。こちらは第1項と申請者は同じ方でございます。

(スクリーンに位置図を表示)

10月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北北東700mに位置し、第1種中高層住居専用地域内にある、過去に公共投資の対象となっていない第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積813m²です。

転用者は、第1項と同じく、●●●さんで、所有者の方も●●●の●●●さんと●●●さんになります。持分はそれぞれ2分の1です。場所ですが、先ほどの第1項の大きな転用の方がこちらになります、1つ畑を挟んだ南側のこちらが第2項の申請地になります。

転用目的ですが、こちらも第1項と同様に、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが申請地を買い受け、用途地域内で4区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものであります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は先ほど第1項でも出てきましたが畑、東側と南側は市道、西側は宅地に接しております。

なお、北側の畑については、所有者の方から隣接農地承諾書が提出されているため問題ありません。こちらの農地につきましては先

ほどと同じくこちらのご自宅の裏の畠になりまして、こちらの畠に
関しましては市道になっていますので、こちらからの進入が可能になつております。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、南側の市道に面して 197.81m²～210.09m²の区画を4区画造成します。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、自然流下及び溜柵から
南側の道路側溝へ流入させ、汚水は、公共下水道へ接続させるもの
で適當です。

被害防除計画ですが、こちらの申請地はほぼ市道の高さと同レベ
ルのため、盛土や切土は行わず整地します。

申請地の北側の畠との境界は、幅 12 cm のコンクリートブロック
を 2段積みし、延長 42 m のブロック工とします。西側の宅地との
境は、既存の塀を残します。

東側、南側は市道と同レベルのため地ならしを行い、上部に真砂
土の敷均しを行うため、土砂等の流出の恐れはなく適當です。以上、
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並
びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 15 番 第 1 項と同じく 10 月 5 日に、事務局 2 名と ●●● 委員、●●●
推進委員、私と ●●● 土地家屋調査士さんの立会いのもと、現地を
確認いたしました。内容につきましては事務局の説明のとおりです。
こちらの案件も第 1 項の譲渡人・譲受人ともに同じでございます。
こちらの申請地は先ほど 9 区画の分譲でしたが、ここは 4 区画の宅
地分譲の計画となっております。東側・南側は先ほど説明があった
ように市道に面しております、西側には住宅、北側には畠がござ
いまして、承諾書が出ているということですが、先ほど第 1 項で説
明がありましたように、どちらも家があってそこから進入できる畠、
上に 2 区画の畠がありますが、いずれも自宅から出入りできるとい
うことでございましたので問題ありません。それこそ承諾書もとら
れていますので、何ら問題はないということですので、ご審議のほ

ど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 今の説明のように開発がされても隣接の農地には影響がなく問題ないということですね。よろしくございます。

それでは採決いたします。それでは第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、●●●を介した契約となります。公告は1月1日付となります。

それではお手元にお配りしています農地中間管理事業による利用権設定状況（令和3年1月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

1月1日に設定されるものは、新規が、件数4件、筆数8筆、田が7, 843m²、畑が4, 665m²で、面積の合計は12, 508m²です。

利用権設定の内容につきましては、記載のとおりです。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろ

しくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第71号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第71号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第72号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。
第1項から2項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第72号「事業計画変更の承認について」を説明いたします。議案は8ページです。

第1項の計画変更は、令和2年11月17日付で農地法第5条許可を行った、●●●の農地転用案件で、転用目的及び全体面積の変更に関するものです。

10月8日、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

転用者は、●●●の●●●さんで、当初の転用目的は、貸家住宅入居者用駐車場を34台分整備するものでございましたが、駐車場を整備する過程で分譲の要望があり、宅地分譲（5区画）及び進入路に計画の変更を行うものであります。

また、全体面積も、当初は農地2筆と一体利用地の雑種地5筆で計1,032m²の計画でしたが、今回の変更では宅地1筆が追加され、全体面積も1,616.44m²に変更されるものであります。

なお、本案件については、既に宅地分譲の造成は終了しており、追認の計画変更承認となります。また、当初は盛土の計画はありませんでしたが、現地調査により30cmの盛土が確認され、既存の道路側溝に盛土の土砂が流出する恐れがございましたので、道路側溝に盛土の土砂等が流出しないようにすることを条件に、計画変更承認を行うこととしております。

続いて、第2項を説明いたします。こちらの案件は、令和2年5月28日付けで、農地法第5条許可を行った、●●●での、資材置場・現場事務所等の一時転用に係るものです。

こちらは、今年の5月18日に10月31日までの期間延長承認を行った案件であり、今回が2回目の期間延長となります。

転用者は、●●●の●●●さんで、変更の内容は、一般国道●●●号小郡萩道路道路改良工事の工事期間の延長のため、令和3年10月31日までの一時転用期間を令和3年11月30日まで、1か月間延長するものです。こちらは、3年以内の一時転用期間内での延長ということで基準を満たしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第72号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第73号「現況確認書の交付について」を議題に供します。第1項から第4項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第73号「現況確認書の交付について」の第1項について説明いたします。議案は10ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

10月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北北東540mに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は443m²です。

申請人は、●●●さんです。

申立てによると、申請地は平成12年頃から近隣住民の駐車場として利用されているということでした。

本調査によると、申請地は砂利敷きの駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

こちらは先ほど第3条申請の●●●の関連案件で、地目変更に伴うものになります。

10月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南3.5kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は3,290m²外2筆で、合計面積は29,155m²です。

申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は平成10年頃から関連会社の●●●の資材置場として貸しておりまして、平成25年に、申請地の一部、こちらの緑の一部18,109m²は農地転用5条許可を受け、太陽光発電設備の敷地として関連会社の●●●に貸し、残りの11,046m²は、引き続き資材置場及び敷地法面として利用されている状況がありました。

本調査によると、申請地は太陽光発電設備の敷地、資材置場及び敷地法面として利用されており農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

9月22日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南に1.8kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は84m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昔から●●●さんの住宅敷地の庭として草花等が植えられていましたが、平成22年頃から管理されておらず、雑草等が生い茂り農地として利用していないということでございました。

本調査によると、申請地は住宅敷地の一部として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地として認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

最後に、追加議案の第4項について説明いたします。別紙をご覧下さい。

10月13日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北に2kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は1,024m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は●●●の中でも通作距離が一番遠く、高齢のため10年前頃から耕作が困難となり現在に至っているものでございます。

本調査によると、申請地は雑木等が密生しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地として認定したものです。以上、4件報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案73号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和3年10月19日

萩市農業委員会会長

片岡兼也

委員

金子哲也

委員

厚川久美子